

## 第2章 耐震化の基本方針

### 1. 建築物の耐震化を促進するための基本方針

これまで、県及び市町は「耐震改修促進計画」の策定を完了し、対象となる建築物の計画的な耐震化に取り組んできたが、建築物の耐震改修には多額の経費を要し、また、建物所有者の、耐震化の重要性についての理解が進んでいないことから、耐震化が進んでいない。

そのような中、平成25年11月には、耐震改修促進法が改正され、新たに「大規模建築物」の所有者に対して耐震診断が義務付けられることとなった。また、県及び市町の「耐震改修促進計画」で、「防災拠点建築物」や「沿道建築物」を指定することにより、所有者に対して耐震診断結果の報告を義務付けることが出来るようになった。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、古い木造住宅、災害拠点となる庁舎等も大きな被害を受け、発災後の対応に支障をきたした。

このようなことから、大規模地震発生時の被害軽減のため、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化による「地震被害の低減」と、防災上重要な施設や、緊急輸送道路の通行を妨げる恐れのある建築物の耐震化による「発災後の対応の円滑化」を、基本方針として定め、耐震化の促進を図ることとする。

基本方針に沿って目標設定を行い、具体的な施策を展開していく。

### 取り組み方針

#### 地震被害の低減

「住宅」や「多数の者が利用する建築物」の耐震化を促進

重点的に取り組むもの：「住宅」「大規模建築物」

#### 発災後の対応の円滑化

「防災上重要な施設」や「緊急輸送道路の通行を妨げる恐れのある耐震性のない建築物」の耐震化を促進

重点的に取り組むもの：「防災拠点建築物」「沿道建築物（耐震診断義務化）」

建物所有者に対する「啓発・情報提供」や「国の補助制度を活用した支援」を市町と連携しながら行う。

(参考)

多数の者が利用する建築物 (P43 別表参照)

病院、店舗、旅館など多数が利用する建築物で、3階以上、かつ1,000㎡以上のもの等

・大規模建築物【要緊急安全確認大規模建築物】(P43 別表参照)

平成25年の耐震改修促進法改正により、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるとして、耐震診断の実施及びその結果の報告が義務化された大規模な建築物

要緊急安全確認大規模建築物	病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの 幼稚園・保育園 小・中学校 老人ホーム ホテル・旅館 美術館・図書館など	【期限】 平成27年 12月31日
	火薬類、石油類その他危険物を、一定以上貯蔵または処理している大規模な貯蔵場等	

防災上重要な施設

県地域防災計画に位置付けられた建築物 (拠点施設、救護施設、避難施設、避難行動要支援者施設等)

・防災拠点建築物【要安全確認計画記載建築物】

「防災上重要な施設」の中から特に耐震化が必要な建築物

(災害対策本部が設置される庁舎、消防本部の庁舎、物資集積拠点、災害拠点病院、大規模な指定避難所)

沿道建築物

地震による建物の倒壊によって住民の避難や緊急車両の通行の妨げになる恐れのある道路沿いの建築物

・沿道建築物 (耐震診断義務化)【要安全確認計画記載建築物】

「沿道建築物」のうち、相当数の建築物が集合する地域において、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物

要安全確認計画記載建築物

平成25年の耐震改修促進法改正を受け、地方の裁量で耐震診断の実施及びその結果の報告が義務化された建築物

要安全確認計画記載建築物	避難路沿道建築物 都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって一定の高さ以上のもの 	【期限】 地方公共団体の耐震改修促進計画に記載された期限
	防災拠点建築物 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物 小・中学校 ホテル・旅館	